



平成 29 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス マ ー ト バ リ ュ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 洪 谷 順
(コード番号：9417)

問 い 合 わ せ 先 経 営 企 画
Division Manager 藤 原 孝 高

TEL. 06-6448-1711

譲渡制限特約付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成29年8月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限特約付株式報酬制度（取締役及び監査役が付与を受ける普通株式については、割当契約において一定期間の譲渡制限を付して割り当てます。以下、かかる制度を「本制度」といい、取締役及び監査役に割り当てる普通株式を「譲渡制限特約付株式」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を、平成29年9月28日開催予定の第70期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役及び監査役（以下「対象役員」といいます。）に当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、新たに譲渡制限特約付株式を割り当てる株式報酬制度を導入するものであります。

2. 本制度の導入条件

本制度は、対象役員に対して譲渡制限特約付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として、既存の金銭報酬額とは別枠で支給することとなるため、本株主総会において本制度に係る報酬額の設定につき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成26年9月26日開催の第67期定時株主総会において、当社の取締役及び監査役の報酬額は、取締役につき年額100百万円以内、監査役につき年額10百万円以内とご承認をいただき今日に至っております。本株主総会におきまして、取締役及び監査役の本制度に係る報酬額の新設について付議させていただき予定です。

3. 本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（譲渡制限特約付株式）の発行又は処分を受けることとなります。

対象役員に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で、取締役につき年額40百万円以内、監査役につき年額6百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式（譲渡制限特約付株式）の総数は、取締役に対して年10,000株以内、監査役に対して年1,500株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は1年間から5年間までのうち取締役会が定める期間としております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定し、各監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議によって決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式（譲渡制限特約付株式）の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同

日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式(譲渡制限特約付株式)の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限特約付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象役員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた譲渡制限特約付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が譲渡制限特約付株式を無償で取得すること

以上